

第17回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月23日（木曜日）
午前10時

開催場所

東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
新宿ファーストウエスト3階
A・B・C会議室

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型
株式報酬制度に係る報酬決定の件
- 第5号議案 補欠監査役2名選任の件

新型コロナウイルスの感染予防策として、株主総会へのご出席については、流行状況、株主様の体調等を慎重にご判断いただき、決してご無理はせず、書面による事前の議決権行使をご検討ください。また、当日ご出席の場合には、必ずマスクの着用等の感染拡大防止にご配慮をお願いいたします。

目次

■ 招集ご通知	1
■ 事業報告	3
■ 計算書類	22
■ 監査報告書	32
■ 株主総会参考書類	36

シュッピン株式会社

証券コード 3179

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目14番11号
シュッピン株式会社
代表取締役社長 CEO 小野尚彦

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上ご返送頂くか、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)において賛否をご入力されるか、いずれかの方法により2022年6月22日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
新宿ファーストウエスト 3階 A・B・C会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第17期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件
第5号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

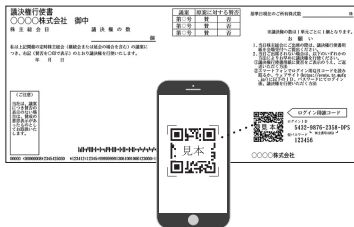
なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.syuppin.co.jp/>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

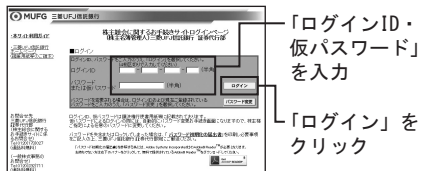
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

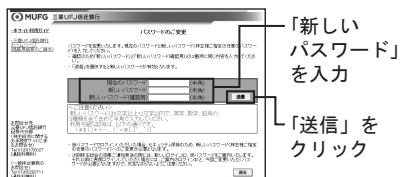
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による悪化から、ワクチン接種の普及に伴う持ち直しの動きがみられましたが、新たな変異株による感染急拡大、そして、緊迫するウクライナ情勢や世界的なインフレの進行に伴う原材料価格の高騰などにより、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社が置かれていますEコマース市場は、経済産業省の電子商取引に関する市場調査では、2020年の国内小売販売に占める物販系のEC化率は8.08%（前年比1.32ポイント増）と推計され、これまでにない大きな伸長率となりました。スマートフォンの普及による消費者の購買行動の変化に加え、外出自粛により経済活動や身近な生活スタイルの変化が起きていることから、物販系分野でのオンラインを利用したBtoC取引が増加しており、今後もEC化率は一層上昇することが見込まれます。

このような経営環境のもと、当社はこれまで取り組んできたEC主軸のビジネスモデルを当社の強みとして、インターネット経由ですべての情報とサービスをお客様に提供し、取引が完結できる仕組みをさらに推し進めました。お客様と従業員の安全や感染症拡大防止の観点から、店舗での臨時休業及び営業時間短縮、ウイルス感染リスク低減のための環境整備、従業員に対しては特別休暇付与、テレワーク導入等の様々な対策を講じた一方で、不要不急の外出を控えているお客様にも当社ECサイトでは安心・安全にお買い物を楽しんでいただけるように取り組んでまいりました。

当事業年度におきましては、中長期目標の実現に向けて新たなビジョンとして4つの“シンカ”を掲げました。①最新のテクノロジーによるサービスの拡充を追求する「進む価値」の“シンカ”、②顧客のロイヤルカスタマー化のためのスタッフの専門性向上及びECサイトの質の向上を追求する「知識を深める価値」の“シンカ”、③ブランディング確立のための品揃え、お客様本位の対応、アフターサービス向上等を追求する「真実の価値」の“シン

カ”、④新たな取り組みのために常に想像力を培い、チャレンジすることを追求する「新しい価値」の“シンカ”を掲げ、当社のすべての取り組みと全従業員の行動目標に紐づけております。具体的なものとしては、AIを活用した仕組みの第一弾として、前事業年度末に当社主力のカメラ事業において「AIMD」をリリースしました。需給に合わせたタイムリーな買取・販売価格の設定を可能とし、One To Oneマーケティングと組み合わせることで、多くの顧客へパーソナライズ化した情報をタイムリーに発信しています。そして第二弾では、当社Webマガジン「StockShot」の中から、AIが購買履歴・閲覧履歴等の様々なデータから顧客ごとに適切な記事コンテンツを導き出し、その記事を配信する「AIコンテンツレコメンド」を開始しました。また、今後の事業拡大に向けて2022年1月26日付けで国内最高水準のカメラ修理実績と技術力を有している株式会社フクイカメラサービスと資本業務提携し、中古商品の品質向上と供給安定及び人材育成のための体制を整えました。その他として、新たな情報発信の場として、すべての事業でLINE公式アカウントとYouTubeチャンネルを開設したことやLINE等の外部サービスのアカウントと当社アカウントを紐付けることにより、当社ECサイトへ簡単にログインできる機能を追加するなど新たな仕組みへの継続投資を実行したことで、EC売上高は31,350,044千円（前年同期比22.8%増）となり、店舗売上も回復したことで当事業年度の売上高は43,453,497千円（同28.0%増）となりました。

利益面では、「AIMD」による買取・販売価格の最適化の効果が顕在化し、売上高を大きく伸ばしながらも売上総利益率は前事業年度から引き続き高い水準を維持することができました。販売費及び一般管理費においては、売上高連動の販売促進費やクレジット利用手数料、新たなシステム開発投資に伴うソフトウェア減価償却費及び運用費等の増加があり、4,894,429千円（同4.5%増）となりましたが、その他の諸経費についてはジョブローテーションやシステム導入による業務フローの仕組み化を促進したことで生産性が向上したこともあり、販売管理費比率は前事業年度から2.5ポイント低減しました。これらによって、各利益段階ではそれぞれが過去最高益を大幅に更新し、営業利益は3,140,701千円（同94.7%増）、経常利益は3,187,055千円（同96.3%増）、当期純利益は2,207,886千円（同106.8%増）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という）等の適用により、売上高は569,825千円減少し、営業利益、経常利益は48,236千円減少しております。

事業別の業績は、次のとおりであります。

(カメラ事業)

従来のサービスを活用した販売施策の他に、「AIMD」の本格稼働と独自機能やサービスを活用したOne to Oneマーケティングを掛け合わせることで、顧客との取引機会の増大を図りました。そして次に売上促進に繋げるための新たな仕組みとして「AI コンテンツレコメンド」を導入しました。当社「MapCamera」にはスタッフがこれまでに作成してきた最新機材のフォトレビューやスタッフ自身の愛機による日々の撮影ブログなどが現在約25,000件あります。これらすべての記事の中から、AIが顧客ごとに最も興味があるものを導き出し適時配信しています。また、当社が運営するフォトシェアリングサイト「EVERYBODY×PHOTOGRAPHER.com」では様々なイベントの開催と利便性の改善によって当事業年度半ばには写真投稿累計枚数が20万枚を突破、LINE公式アカウントではLINEに限定したイベントや情報発信等により、友だち登録数が順調に増加しております。これらにあわせ、カメラメーカー各社からの注目の新製品の発売もあったことで、EC売上高は大きく伸長、店舗でも回復傾向が現れてきており、全体での売上高は27,904,868千円（前年同期比16.2%増）となりました。セグメント利益については「AIMD」による売上総利益率の改善と販売費及び一般管理費を圧縮したことで3,154,959千円（同35.7%増）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は242,670千円減少し、セグメント利益は40,970千円減少しております。

(時計事業)

前事業年度から取り組んでいる戦略的商品ラインナップの拡充として、人気ブランド「ROLEX」の買取強化による国内最大級の在庫量とECサイトでの圧倒的な品揃えに注力することでEC売上、店舗売上ともに大きな伸びとなりました。あわせて、店舗では短期滞在の外国人や一時帰国の日本人によるインバウンド需要の回復が顕著であり、売上高増加に寄与しています。また、腕時計専門店「GMT」としての開業15周年を記念した大々的なイベントによる集客、レディース腕時計専門店「BRILLER」ではSNSを中心とした情報発信によって認知度も高まっており、売上高は14,364,610千円（前年同期比65.5%増）となりました。セグメント利益については売上高増加に伴う販売費等の増加があったものの、市場動向を鑑みた販売価格のきめ細かな調整と新品に比べて売上総利益率の高い中古売上高の構成が上がったことによって全体の売上総利益率が改善したこともあり、1,129,162千円（同216.2%増）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は289,990千円減少し、セグメント利益は13,329千円減少しております。

(筆記具事業)

メーカーとの協業によるオリジナル商品の企画・販売については継続実施し、「KINGDOM NOTE」でしか手に入らない万年筆、インク、ペンケース等のアイテム数を増量させることで競合他店との差別化を図ったことや、移転リニューアル1周年記念セール等のイベントも実施してきました。一方で、緊急事態宣言発出の中、従業員の安心安全確保と営業戦略に基づいた業務時間の短縮を実行したことによる生産性の一時的低下と世界的なウイルス感染症拡大による海外ブランド万年筆の生産及び国内入荷量の減少も影響し、売上高は391,181千円（前年同期比4.1%減）となりましたが、適切な販売価格の設定による売上総利益率の改善と販売費及び一般管理費の圧縮により黒字転換させることができ、セグメント利益は5,577千円（前年同期は30,662千円の損失）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は14,071千円減少し、セグメント利益は3,886千円増加しております。

(自転車事業)

スマホアプリによる日常的な情報発信や自転車専門サイトでの広告宣伝とインドアトレーニング関連、人気メーカーの各種パーツやサイクルコンピューター等の商品仕入は継続的に注力し品揃えを充実させてきました。一方で自転車市場においては、ウイルス感染防止対策のために生活の中での移動手段として自転車の活用機会が増えたこと、また、運動不足解消を目的とした健康志向の高まりから、自転車自体の必要性が強く認識されてきましたが、その需要の拡大は一巡したこともあり、売上高は792,836千円（前年同期比6.5%減）となりました。セグメント利益については自社ECサイトでの各種施策とコンテンツの拡充で、自社サイト比率を上昇させたことによる利用手数料低減等もあり、販売費及び一般管理費が圧縮されたことで40,963千円（同1.0%増）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は23,092千円減少し、セグメント利益は2,177千円増加しております。

(グローバル戦略について)

海外での販売エリアの拡大を図るために、「Map Camera」として世界最大級のオンラインマーケットプレイス「eBay」へ、「GMT」として「eBay」及び高級腕時計マーケットプレイス「Chrono24」へ出店し、サービスの質を重視し

た越境ECを展開しつつ、各サイトの利用者は順調に増加しております。その売上高はカメラ事業、時計事業それぞれに含まれて計上されており、当事業年度ではカメラ事業は1,195,697千円、時計事業は352,515千円となっております。

販売チャネル別売上高の状況

販売チャネル	売上高	構成比	前期比
EC	31,350,044千円	72.1%	122.8%
店舗	12,103,453千円	27.9%	143.7%
合計	43,453,497千円	100.0%	128.0%

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は312,661千円であります。その主な内訳は、AIコンテンツレコメンド開発関連114,405千円、前事業年度に開発した買取・販売価格の設定をAIによる自動化とした「AIMD」の追加開発33,104千円等であります。

③ 資金調達の状況

当社は、長期借入金として、金融機関より2,810,000千円の資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2019年3月期)	第 15 期 (2020年3月期)	第 16 期 (2021年3月期)	第 17 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高(千円)	34,608,865	34,658,950	33,960,608	43,453,497
経 常 利 益(千円)	1,433,033	1,735,657	1,623,835	3,187,055
当 期 純 利 益(千円)	982,620	1,193,962	1,067,830	2,207,886
1株当たり当期純利益 (円)	41.11	50.55	45.19	102.58
総 資 産(千円)	9,871,459	12,008,879	12,613,078	14,407,046
純 資 産(千円)	4,909,364	5,703,999	6,404,666	5,469,597
1株当たり純資産額 (円)	206.90	241.31	270.82	260.52

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。
2. 第17期期首より収益認識会計基準等を適用しておりますが、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って処理を行っているため、第16期以前に影響額の遡及適用を行っておりません。

(3) 対処すべき課題

当社が継続的に安定した成長を続けていくためには、当社の強みである各事業における専門性やECに軸を置いたビジネスモデルを活かし、顧客からの信頼やブランドの認知力を向上させ、安心・安全に取引できる環境を提供することにより、収益基盤を高めていく必要があると認識しております。そのための施策として、以下の事項に取り組んでまいります。

① 各事業における専門性の向上

当社の営むカメラ事業、時計事業、筆記具事業、自転車事業ではいずれも専門的な知識が求められる「価値ある商品」を取り扱っております。特に、中古品については、価値ある「財庫」品を確保すること、及び「財庫」の価値を見極める商品知識豊富なエキスパートである「人財」が不可欠と認識しております。専門性を高めるため、各商材ごとに屋号を別々に展開しています。さらに各商材ごとに1店舗のみ運営している実店舗でのリアルなお客様との接点によるスタッフの専門性の向上、接客のノウハウをECサイトに活かすなど、ECとリアルの相乗効果による質の高いサービスの提供を可能とする仕組み作りや、「1カテゴリ＝1オフィス」として時計事業、筆記具事業の実店舗とECオフィスを1フロアとし、情報発信機能強化を行い組織体制の整備を進めております。

② ECサイトの信用力（安心・安全）・利便性の向上

今後、さらにECサイトでの販売を継続的に拡充するためには、ECサイトでも、対面取引と同様に顧客が安心して利用できるサービスの提供を目指し、一層の信用力（安心・安全）や利便性の向上を図る必要があると認識しております。この点につきましては、EC買取における新たな仕組み（「ワンプライス買取」、「先取交換」、「買取リピーター」）の導入、スマートフォン対応の販売チャネルの追加、商品検索機能の大幅な改善、EC取引上のセキュリティ強化等によるECサイトの継続的なリニューアルを実施してまいりました。また、EC会員へ向けたログイン後トップページにおいてお客様ごとに様々な情報をお届けするOne To Oneマーケティングの取り組み、商品掲載画像の増量とコメントの充実、中古商品詳細ページへの動画掲載、商品レビューページ「コミュレビ」の機能向上などに取り組みました。さらに、フォトシェアリングサイト「EVERYBODY×PHOTOGRAPHER.com」とECサイトを連携し、商品購入後にカメラを楽しんでいただく場を作るとともに、投稿された写真を参考に、撮影に使用された機材を購入していただく新たな循環も構築しております。コロナ禍の状況においても、EC強化のための投資は継続し、前期はオンライン買取の本人確認をスマートフォンカメラ撮影で完結できるAI認証機能導入や、中古カメラの買取、販売価格をAIを活用して需給に合

わせタイムリーに自動設定する「AIMD」の導入、当期はWeb上に長年蓄積された情報を最適な形でレコメンド配信する「AIコンテンツレコメンド」の導入を行いました。今後もさらなる信用力（安心・安全）と利用者向けサービスの強化を続けることで、売上の向上に努めてまいります。

③ 当社及びブランドの認知度の向上、新規Web会員数、アクセス・ページビュー数の増加

当社は事業ごとに以下の屋号を用いて事業展開をしており、当社及び専門店としての各ブランドの認知度を一層高め、新たな利用者（新規Web会員数）を増やしていくことが課題と認識しております。

事業名	屋号
カメラ事業	Map Camera
時計事業	GMT、BRILLER
筆記具事業	KINGDOM NOTE
自転車事業	CROWN GEARS

当社はこれら各ブランドの関連情報サイトから、専門店としての魅力ある商品関連情報を毎日発信しているほか、LINE、YouTube、Facebook等のソーシャルネットワークを活用して愛好家のためのコミュニティの運営や情報発信、さらには、情報アプリを通じて、当社からの情報に加え、国内外のメディアから発信される取扱商材に関連した記事を配信しています。また、レディース腕時計専門サイトとして2019年12月にBRILLERをオープンさせ、レディース高級腕時計の魅力がより直感的に伝わるよう商品写真をメインとしたサイトを構築したほか、カメラ事業においてスマートフォン特化型WEBマガジン「StockShot」の発信開始、顧客同士のカメラに関する質問・回答のコミュニケーションによって質の高い情報のやり取りが生まれる「EVERYBODYコンシェルジュ」の追加やシュッピングポイントを集められる様々なイベント「ポイントプログラム」への導線改善等を実施しました。更に、Web上に長年蓄積された情報を最適な形でレコメンド配信する「AIコンテンツレコメンド」を導入し、今後も様々な情報の発信を通じて、当社及びブランド認知度の向上、集客のためのプロモーション強化を積極的にを行い、当社ECサイトの新たな利用者を増やしていくことが必要と考えております。

(4) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社は、インターネット取引を主軸とし、中古品の販売と買取及び新品の販売を行っております。

(5) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

本社及び営業所事務所	東京都新宿区西新宿一丁目14番11号
本社事務所	東京都新宿区西新宿一丁目19番6号
MapCamera 本館	東京都新宿区西新宿一丁目12番5号
G M T (時計)	東京都新宿区西新宿一丁目20番2号
KINGDOM NOTE (筆記具)	東京都新宿区西新宿一丁目20番2号
CROWN GEARS (自転車)	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目12番15号

(6) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
215 (36) 名	5名増	37.0歳	6.9年

事業区分	従業員数
カメラ事業	137 (23) 名
時計事業	25 (8) 名
筆記具事業	9 (1) 名
自転車事業	7 (1) 名
全社 (共通)	37 (3) 名
合計	215 (36) 名

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として、記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(7) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,863,427千円
株式会社三井住友銀行	1,466,063
株式会社りそな銀行	905,664

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 23,981,797株 |
| (3) 株主数 | 12,715名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	3,289,500株	15.68%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,826,400株	13.47%
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	1,068,783株	5.09%
株 式 会 社 エ ム ジ ー	1,060,000株	5.05%
鈴 木 慶	1,014,990株	4.83%
G o l d m a n S a c h s B a n k E u r o p e S E, L u x e m b o u r g B r a n c h	975,800株	4.65%
N O R T H E R N T R U S T C O. (A V F C) S U B A / C N O N T R E A T Y	848,092株	4.04%
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	690,000株	3.29%
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 1 9	677,900株	3.23%
B B H / S U M I T O M O M I T S U I T R U S T B A N K L I M I T E D (L O N D O N B R A N C H) / S M T T I L / J A P A N S M A L L C A P F U N D C L T A C	659,700株	3.14%

(注) 持株比率は、自己株式3,003,476株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

2018年6月26日開催の第13回定時株主総会において、株式保有を通じて株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役は付与対象外）に対して、譲渡制限付株式報酬について以下のとおり決議しております。

- ・譲渡制限付株式報酬の額を年額30,000千円以内と決議しております。
- ・株式報酬により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年23,000株以内と決議されております。
- ・退任、退職時の取扱いについては、対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得すると決議されております。
- ・譲渡制限期間は割当を受けた日より3年間とし、当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないと決議されております。

・取締役に交付した株式の区分別合計

	株 式 数	交 付 対 象 者
取締役（社外取締役を除く。）	7,617株	3名

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日	2015年5月11日	2016年11月7日
保有人数	当社取締役（社外取締役を除く） 3名	当社取締役（社外取締役を除く） 1名
新株予約権の数	2,110個	150個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 422,000株 (新株予約権1個につき200株)	当社普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 1,400円	新株予約権1個当たり 300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 150,800円 (1株当たり 754円)	新株予約権1個当たり 115,400円 (1株当たり 577円)
新株予約権の行使期間	自 2016年7月1日 至 2025年5月27日	自 2017年7月1日 至 2025年5月27日
新株予約権の行使条件	(注) 2	(注) 3

(注) 1. 当社は、2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割しているため、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されています。

2. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、下記 (a) 乃至 (e) に定める決算期において、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載の経常利益（適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。）が下記 (a) 乃至 (e) に掲げる各条件を充たした場合、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - a) 2016年3月期において経常利益が12億円を超過した場合 行使可能割合：7.5%
 - b) 2016年3月期乃至2017年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が16億円を超過した場合 行使可能割合：17.5%
 - c) 2016年3月期乃至2020年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：37.5%
 - d) 2016年3月期乃至2021年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が25億円を超過した場合 行使可能割合：67.5%
 - e) 2016年3月期乃至2022年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が30億円を超過した場合 行使可能割合：100%
- ② 新株予約権者は、2016年3月期乃至2020年3月期のいずれかの期において経常利益が8億円を下回った場合、上記①に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降、本新株予約権を行使することができない。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑦ その他権利行使の条件は、本取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
- ① 新株予約権者は、下記(a)乃至(c)に定める決算期において、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載の経常利益(適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。)が下記(a)乃至(c)に掲げる各条件を充たした場合、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - a) 2017年3月期乃至2020年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：37.5%
 - b) 2017年3月期乃至2021年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が25億円を超過した場合 行使可能割合：67.5%
 - c) 2017年3月期乃至2022年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が30億円を超過した場合 行使可能割合：100%
 - ② 新株予約権者は、2017年3月期乃至2020年3月期のいずれかの期において経常利益が8億円を下回った場合、上記①に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降、本新株予約権を行使することができない。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑦ その他権利行使の条件は、本取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

当事業年度は交付しておりません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員 C E O	小 野 尚 彦	
取締役 上席執行役員 C I O	澤 田 龍 志	情報システム本部長
取締役 上席執行役員 C O O	齋 藤 仁 志	営業本部長
取 締 役	村 田 真 一	兼子・岩松法律事務所弁護士 株式会社プラザクリエイト本社取締役（監査等委員） 株式会社JMC監査役 株式会社クロスフォー監査役
取 締 役	滝ヶ崎 裕 二	公認会計士 株式会社ワイズキャスト代表取締役
取 締 役	草 島 智 咲	株式会社ウィズソフィア代表取締役
常 勤 監 査 役	米 田 康 宏	
監 査 役	畑 尾 和 成	畑尾和成税理士事務所税理士
監 査 役	芦 澤 光 二	

- (注) 1. 取締役村田真一氏、滝ヶ崎裕二氏及び草島智咲氏は社外取締役であります。
 2. 監査役畑尾和成氏及び芦澤光二氏は社外監査役であります。
 3. 取締役村田真一氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役滝ヶ崎裕二氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役畑尾和成氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 当社は取締役村田真一氏、滝ヶ崎裕二氏、草島智咲氏、監査役畑尾和成氏及び芦澤光二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 7. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については上表に記載のとおりであります。なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
鈴 木 慶	2021年6月22日	辞 任	取締役会長
辻 本 拓	2021年6月30日	辞 任	取締役上席執行役員CFO

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(4) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

① 被保険者の範囲

当社のすべての取締役、執行役員及び監査役

② 保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償責任や争訟費用等を補償するものです。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とする事により、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社においては取締役会の委任決議に基づき、2017年4月に設置した「報酬委員会」において取締役の個人別の報酬の内容、基本方針等について決定しております。

基本報酬の決定については、「報酬委員会」にて報酬体系の水準の妥当性及び株式報酬の業績評価について決定しております。

取締役の個人別の報酬につきましては以下のとおり決定しております。

- ・各取締役の個人別の基本報酬としての固定報酬（社外取締役を除く）は、報酬委員会における報酬水準に係る審議を基に、固定報酬及び株式報酬の合計報酬額を最終的に決定し、そのうち90パーセントを固定報酬としております。
- ・各取締役（社外取締役を除く）の個人別の株式報酬については、報酬委員会における報酬水準に係る審議を基に、固定報酬及び株式報酬の合計報酬額を最終的に決定し、そのうち10パーセントを株式報酬としております。

② 役員報酬水準、報酬体系に関する事項

当社の事業活動を担う優秀な人材の確保や動機付けに配慮し、その果たすべき機能・職責に十分に見合う報酬水準とし、調査会社等が行っている役員報酬サーベイのデータをもとに、当社の時価総額（年度平均の時価総額）や業態等の職位毎のテーブルをベンチマークとし報酬額を決定しております。

業務執行を担う取締役の報酬については、単年度及び中長期の業績との連動性が高く、持続的な企業価値の向上を重視した報酬体系とし、基本報酬としての固定報酬及び株主価値との連動性をより重視した株式報酬から構成されます。

社外取締役及び監査役については、その職務に鑑み、基本報酬としての固定報酬のみから構成されます。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	101,546 (12,960)	93,028 (12,960)	8,518 (—)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	19,440 (8,640)	19,440 (8,640)	—	3 (2)

(注) 非金銭報酬等として取締役に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2018年11月30日開催の臨時株主総会において年額250,000千円以内（うち、社外取締役年額20,000千円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月26日開催の第13回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額を年額30,000千円以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。当社監査役の金銭報酬の額は、2006年6月28日開催の第1回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

当社においては取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長社長執行役員CEO 小野尚彦、取締役会長 鈴木慶、常勤監査役 米田康宏、社外取締役 村田真一、社外取締役 滝ヶ崎裕二、社外取締役 草島智咲、非常勤監査役 畑尾和成、非常勤監査役 芦澤光二で構成される「報酬委員会」において取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。個人別の報酬その他報酬に関する事項の決定権限を報酬委員会に委任した理由は、報酬の決定についての透明性及び説明責任を強化するためです。

なお、取締役会は、報酬委員会において決定された取締役の個人別の報酬等の内容について、報酬委員会より、個人別の報酬等の決定内容及び決定プロセスについて報告を受け、当社の役員報酬の方針に沿うものであることを確認しております。

(6) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び活動状況
取締役 村田 真一	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験に基づき、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取締役 滝ヶ崎 裕二	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席いたしました。公認会計士としての豊富な経験に基づき、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取締役 草島 智咲	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席いたしました。システム開発及び運用における豊富な経験に基づき、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役 畑尾 和成	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。税理士としての豊富な経験に基づき、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役 芦澤 光二	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験に基づき、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,910千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,910

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催している。
 - ② 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行っている。
 - ③ 「取締役会規程」において、重要な財産の処分及び譲受、多額の借入れ及び債務保証等の重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定している。
 - ④ 当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行っている。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 株主総会、取締役会、経営会議の議事録を、法令及び規程に従い作成し、適切に保存・管理している。
 - ② 経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達等は、所管部署で作成し、適切に保存・管理している。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 「職務権限規程」により、当社の取締役会・経営会議での決裁事項を定めている。
 - ② 取締役会、経営会議及びその他の重要な会議にて、取締役及び経営幹部から、業務執行に関わる重要な情報の報告が定期的になされている。
 - ③ コンプライアンスなどに関するリスクへの対応については、コンプライアンス委員会主導のコンプライアンス教育を定期的を実施するとともに、それぞれの所管部署において、必要に応じたモニタリングを実施している。
 - ④ 経営会議において危機管理を所掌し、事業の継続性を揺るがすほどの重大リスクが発生した場合の対応につき整備を進めている。
 - ⑤ 全社のリスク管理の基本方針を明らかにし、リスクの識別と対処についての体系を明確にするため「リスクマネジメント規程」を制定し運用している。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 経営会議を設置し、必要に応じ取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、「職務権限規程」に定められた決定事項の決定を行っている。
 - ② 取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報が各取締役提供されている。

- ③ 業績管理に資する財務データは、ITを活用したシステムにより迅速かつ的確に取締役提供されている。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 「倫理規程」「コンプライアンス規程」「行動規範」を定め、全従業員に通知するとともに、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙・監査活動を実施している。
 - ② コンプライアンス体制の強化を図るために、「内部通報制度」を導入し、当社に属するすべての人が利用できる仕組みを設けている。
 - ③ 内部監査部門である内部監査室が、各部署における業務執行が法令・定款及び規程等に適合しているか否かの監査を実施している。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 現在は監査役の職務を補助する使用人は設置していないが、監査役の要請に基づいて監査役の職務補助のための監査役付使用人を置くこととする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 必要に応じて監査役付使用人を置く場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従うものとする。
 - ② 当該使用人の異動、人事考課などについては、監査役の事前承認を得なければならないこととする。
- (8) 前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとする。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項
- ① 監査役は、毎年度末に取締役に対し業務執行状況に関する確認書の提出を求めている。
 - ② 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役及び使用人に報告を求めることができる。

- (10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「倫理規程」で、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内周知徹底する。
- (11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
監査役が、その職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (12) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役が、取締役及び重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査部門（内部監査室）及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制になっている。
- (13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ① 取締役会は、社外取締役3名を含む取締役6名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。原則として月1回開催しており、当事業年度においては年20回開催され、各議案についての審議、業務執行状況等について監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性を確保しております。
 - ② 監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議その他の重要な会議への出席及び取締役、使用人からのヒアリングを通して、内部統制の整備、運用状況について確認を行っております。また、代表取締役、内部監査室及び会計監査人とそれぞれ定期的及び随時、情報交換を行い、監査の実効性を確保しております。
 - ③ 内部監査室が、内部監査計画に基づき各部門への業務監査を実施し、業務の適正化に努めております。
 - ④ 当社は内部通報制度を導入しており、常勤監査役及び社内から独立した内部通報窓口となるホットラインを設け、運用しております。なお、当事業年度において内部通報の実績はありません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,820,790	流動負債	6,124,240
現金及び預金	1,173,407	買掛金	1,485,694
売掛金	2,601,533	短期借入金	950,000
商品	8,329,494	1年内返済予定の 長期借入金	1,833,439
前払費用	143,940	未払金	506,133
その他	572,414	未払費用	57,858
固定資産	1,586,255	未払法人税等	828,831
有形固定資産	311,802	契約負債	244,074
建物	283,046	預り金	50,121
工具、器具及び備品	273,643	前受収益	125,861
減価償却累計額	△244,887	その他	42,226
無形固定資産	450,134	固定負債	2,813,207
商標権	9,048	長期借入金	2,777,046
ソフトウェア	412,158	資産除去債務	36,161
ソフトウェア仮勘定	28,928	負債合計	8,937,448
投資その他の資産	824,317	(純資産の部)	
関係会社株式	77,808	株主資本	5,465,209
差入敷金保証金	458,110	資本金	528,262
長期前払費用	32,663	資本剰余金	428,262
繰延税金資産	249,739	資本準備金	428,262
その他	5,996	利益剰余金	7,573,770
		その他利益剰余金	7,573,770
		繰越利益剰余金	7,573,770
		自己株式	△3,065,086
		新株予約権	4,388
		純資産合計	5,469,597
資産合計	14,407,046	負債純資産合計	14,407,046

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		43,453,497
売 上 原 価		35,418,367
売 上 総 利 益		8,035,130
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,894,429
営 業 利 益		3,140,701
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15	
受 取 手 数 料	116	
助 成 金 収 入	70,174	
還 付 加 算 金	168	
受 取 保 険 金	1,414	
為 替 差 益	4,135	
そ の 他	2,691	78,716
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21,017	
そ の 他	11,345	32,362
経 常 利 益		3,187,055
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	292	292
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	122	122
税 引 前 当 期 純 利 益		3,187,225
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,034,600	
法 人 税 等 調 整 額	△55,261	979,338
当 期 純 利 益		2,207,886

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	524,183	424,183	424,183	5,703,816	5,703,816
会計方針の変更による累積的影響額				40,177	40,177
会計方針の変更を反映した当期首残高	524,183	424,183	424,183	5,743,994	5,743,994
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	4,078	4,078	4,078		
剰 余 金 の 配 当				△378,110	△378,110
当 期 純 利 益				2,207,886	2,207,886
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	4,078	4,078	4,078	1,829,775	1,829,775
当 期 末 残 高	528,262	428,262	428,262	7,573,770	7,573,770

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△252,197	6,399,986	4,680	6,404,666
会計方針の変更による累積的影響額		40,177		40,177
会計方針の変更を反映した当期首残高	△252,197	6,440,164	4,680	6,444,844
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		8,157		8,157
剰 余 金 の 配 当		△378,110		△378,110
当 期 純 利 益		2,207,886		2,207,886
自 己 株 式 の 取 得	△2,812,888	△2,812,888		△2,812,888
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)			△292	△292
事業年度中の変動額合計	△2,812,888	△974,954	△292	△975,246
当 期 末 残 高	△3,065,086	5,465,209	4,388	5,469,597

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品（新品） 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

商品（中古） 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～36年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 収益及び費用の計上基準

① 商品の販売

当社は国内での店舗販売及び海外も含めたECサイトを通じた商品の販売を行っております。

商品の販売については原則として商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、主として当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

ECサイトを通じた商品の販売の内、国内向けの販売については出荷時点から引渡時点までの期間が通常の期間であるため、当該商品の出荷時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

② カスタマーロイヤリティプログラム(ポイント制)

当社は商品販売時、買取時、キャンペーンやコンテスト等のイベント時に自社ポイントを付与しております。

この内、商品販売時に付与されるポイントについては、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格を配分しております。

履行義務の充足時点については、顧客がポイントを使用する事により財又はサービスが顧客に移転する時、あるいは使用期限を超過したことでポイントが失効する時に収益を認識しております。

③ 安心サービス補償

当社の安心サービス補償は顧客が商品の購入時に追加のサービス料を支払うことにより、商品補償を提供するサービスとなっており、当該補償は商品の購入に付随して発生しますが、安心サービス補償へ加入するか否かは顧客の自由意思によるものであるため、独立したオプションとし

て履行義務を認識しております。取引価格の履行義務への配分に関しては、補償対象である商品に一定の掛率を乗じて算定されるため、直接観察可能な取引価格として配分を行っております。

安心サービス補償の提供については、履行するにつれて顧客が便益を享受すると考えられることから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、補償期間が契約上定められている事、全損の場合にはその時点をもって補償終了となる事から、契約期間にわたって収益を認識し、全損時には残余期間分に対して一括で収益の認識をしております。

なお、当該補償サービスは保険会社が提供している保険スキームがないと成り立たない点から、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるよう手配する履行義務であると判断し、代理人取引として純額で収益を認識しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役を支給した報酬等については、対象の勤務期間にわたって費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、以下4点の会計方針を変更しております。

①カスタマーロイヤリティプログラムの内、販売時に付与されるポイントについては、ポイント付与分の行使見込相当額を見積って収益に反映されるよう変更しております。

②代理人取引については、純額にて収益を計上するよう変更しております。

③海外取引である越境ECについては、商品の引渡時に収益の認識を行うよう変更しております。

④安心サービス補償については補償サービスであることから履行義務を認識し、期間按分により収益の認識を行うよう変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高は569,825千円減少し、売上原価は287,492千円減少し、販売費及び一般管理費は192,718千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ48,236千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は40,177千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

商品の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品 8,329,494千円

商品評価損 105,077千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品は、四半期ごとに帳簿価額と正味売却価額との比較を行い、帳簿価額が正味売却価額を上回っている場合、正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額と正味売却価額との差額を当事業年度の商品評価損として処理しております。

正味売却価額は事業年度末において見込まれる将来販売時点の売価から見積販売直接経費を控除することにより算定しております。

当該見積は、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しておりますが、将来の経済条件の変動などによって実際の販売価格が事業年度末において見込まれる将来販売時点の売価から乖離した場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権及び金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

短期金銭債務 12,316千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引(支出分) 31,038千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	23,974千株	7千株	一千株	23,981千株

(注) 普通株式の発行済株式数増加の7千株は、譲渡制限付株式報酬に係る増資によるものであります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	342,276株	2,661,200株	一株	3,003,476株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加2,661,200株は、自己株式立会外買付取引(ToSTNet-3)により取得したものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	378,110	16	2021年3月31日	2021年6月25日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	587,392	28	2022年3月31日	2022年6月24日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

第2回新株予約権

普通株式

602,000株

第3回新株予約権

普通株式

116,000株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。今後の事業拡大等に伴い必要となる資金については銀行借入等により調達する予定であります。なお、当社はデリバティブ取引を行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入敷金保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に中古商品在庫・設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、当社所定の手続に従い、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、関係会社株式（貸借対照表計上額77,808千円）は市場価格のない株式等に該当

するため、注記を省略しております。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払法人税等は短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似する事から、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	4,610,485千円	4,602,764千円	△7,720千円
(2) 差入敷金保証金	458,110	458,110	—
資 産 計	5,068,595	5,060,874	△7,720

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
(1) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	—千円	4,602,764千円	—千円	4,602,764千円
(2) 差入敷金保証金	—	458,110	—	458,110
資 産 計	—	5,060,874	—	5,060,874

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 差入敷金保証金

時価は、個別の契約期間に応じた、リスクフリーレートである国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
契約負債	74,375千円
業績賞与	93,118千円
未払事業税	42,501千円
商品評価損	28,642千円
減損損失	1,501千円
資産除去債務	11,072千円
その他	8,330千円
繰延税金資産合計	259,543千円
繰延税金負債	
資産除去債務	9,803千円
繰延税金負債合計	9,803千円
繰延税金資産の純額	249,739千円

9. 持分法損益等に関する注記

当社が有している関連会社は利益基準及び剰余金基準から見て重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(個人)及び役員	鈴木慶	被所有 直接 4.83% 間接 5.05%	前当社取締役会長	自社株式の取得(注)	2,812,888	—	—

(注) 自己株式の取得については、2021年6月14日付の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNet-3)により取得しており、取引価格は取引前日である2021年6月14日の終値によるものであります。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額	損益計算書 計上額
	カメラ事業	時計事業	筆記具事業	自転車事業	計		
EC	24,663,858	5,624,427	331,424	730,334	31,350,044	—	—
店舗	3,241,009	8,740,183	59,757	62,502	12,103,453	—	—
顧客との契約から生じる収益	27,904,868	14,364,610	391,181	792,836	43,453,497	—	43,453,497
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	27,904,868	14,364,610	391,181	792,836	43,453,497	—	43,453,497

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
契約負債	258,828 千円	244,074 千円
前受収益	—	125,861

(注) 当期首残高における契約負債のうち、当事業年度において収益に認識した金額は169,108千円あります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

2022年3月31日現在、当社が認識している履行義務の残存価格は369,935千円となっております。当該履行義務について、カスタマーロイヤリティプログラム(ポイント制)にかかる契約負債244,074千円に関しては2年以内に収益を認識する事を見込んでおり、安心サービス補償にかかる履行義務125,861千円に関しては契約期間にわたって収益を認識する事から当事業年度末後1か月から60か月の間で収益を認識する事を見込んでおります。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 260円52銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 102円58銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

シュッピン株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	沖	聡	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	有久	衛	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シュッピン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

シュッピン株式会社 監査役会
常勤監査役 米田 康宏 ⑩
社外監査役 畑尾 和成 ⑩
社外監査役 芦澤 光二 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来の事業展開及び内部留保を総合的に勘案した上で、25～35%の配当性向を当面の基準とし、将来的にはさらなる積極的な利益還元を行う方針であります。このような方針のもと、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金28円
配当総額587,392,988円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	おの なお ひこ 小野尚彦 (1973年11月16日)	2000年1月 株式会社マップグループ入社 2006年3月 当社入社 2006年9月 当社営業本部EC営業部長 2010年2月 当社Map Camera営業部長 2011年10月 当社取締役Map Camera営業部長 2014年3月 当社取締役営業本部長Map Camera営業部長 兼CROWN GEARS営業部長 2015年4月 当社取締役副社長営業本部長CROWN GEARS 営業部長 2016年3月 当社代表取締役社長 2018年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員CEO (現任)	29,298株
2	さわ だ たつ し 澤田龍志 (1973年7月26日)	1997年4月 日本アジア投資株式会社入社 2008年4月 当社取締役 2011年2月 日本アジア投資株式会社中国事業部長 2012年2月 同社事業開発部ゼネラルマネージャー 2013年6月 当社取締役 2013年7月 当社取締役情報システム管理部長 2018年4月 当社取締役 上席執行役員CIOグローバル戦略部長 2019年8月 当社取締役 上席執行役員CIO (現任) 2021年4月 当社取締役 情報システム本部長 (現任)	14,677株
3	さい とう まさ し 齋藤仁志 (1978年1月19日)	2001年4月 株式会社マップグループ入社 2006年3月 当社入社 2011年3月 当社Map Camera営業部中古カメラ仕入グループサブマネージャー 2013年5月 当社Map Camera営業部リバリュースールスマーチャンダイジンググループマネージャー 2015年2月 当社Map Camera営業部副部長 2015年6月 当社Map Camera営業部長 2016年6月 当社取締役営業本部長 2018年4月 当社取締役 上席執行役員COO営業本部長 (現任)	18,915株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
4	む ら た しん いち 村 田 真 一 (1968年3月7日)	1995年4月 弁護士登録 兼子・岩松法律事務所入所（現任） 2012年6月 株式会社ブラザクリエイト監査役 2014年2月 株式会社クロスフォー監査役（現任） 2015年3月 株式会社JMC監査役（現任） 2015年6月 当社取締役（現任） 2018年6月 株式会社ブラザクリエイト本社取締役（監 査等委員）（現任）	300株
(社外取締役候補者とした理由) 村田真一氏は弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスがいただけるものと期待し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。			
5	た き が き き ゆう じ 滝ヶ崎 裕 二 (1970年2月9日)	1996年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人ト ーマツ）入所 1999年11月 公認会計士登録 2000年4月 野村企業情報株式会社（現野村證券株式会 社）入社 2005年4月 株式会社テレウェイヴ（現株式会社アイフ ラッグ）入社 2005年6月 同社取締役CFO 2007年7月 株式会社ワイズキャスト設立 代表取締役 （現任） 2018年11月 当社取締役（現任）	一株
(社外取締役候補者とした理由) 滝ヶ崎裕二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計等に関する専門的な知識及び企業経営に関する幅広い活動経験と豊富な専門知識を有しております。これらの経験と知見を当社の企業価値向上に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただける当社のコーポレート・ガバナンス強化に資する人材であると判断したため、社外取締役候補者として選任することといたしました。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年7ヶ月となります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
6	く さ じ ま ち さ き 草 島 智 咲 (1965年4月8日)	1988年4月 株式会社セガ・エンタープライゼス(現株 式会社セガホールディングス)入社 2010年4月 同社コーポレート本部情報システム部副部 長 2011年1月 同社コーポレート本部情報システム部部长 2016年2月 個人事業主としてITコンサルタント事業を 開始 2018年9月 株式会社ウィズソフィア設立 代表取締役 (現任) 2019年6月 当社取締役(現任)	一株
(社外取締役候補者とした理由) 草島智咲氏は、株式会社セガ・エンタープライゼス入社後、同社の情報システム部部长として、基幹システム、全社システムなど大規模プロジェクトの開発及び運用に携わり、豊富な経験と実績を持つとともに、独立系ITコンサルタントとして幅広い業種において、システム部のプロジェクトマネジメントの人材育成、ITブランドデザインなどの知識と経験を有しております。これらの経験と知見を当社の企業価値向上に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただける当社のコーポレート・ガバナンス強化に資する人材であると判断したため、社外取締役候補者として選任することといたしました。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 村田真一氏、滝ヶ崎裕二氏及び草島智咲氏は社外取締役候補者であります。
 3. 村田真一氏、滝ヶ崎裕二氏及び草島智咲氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 4. 当社は、村田真一氏、滝ヶ崎裕二氏及び草島智咲氏と会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を法令が定める限度額の範囲内で締結しており、各氏が原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定であります。

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	役職	経営・業界スキル				マネジメント・知識等				
		企業 経営 経験	EC 事業 経験	Web・ マー ケテ ィン グ	IT・ セ キ ュ リ テ ィ	DX 推 進	財 務 会 計 税 務	サ ス テ ィ ナ ビ リ テ ィ S D G s	法 務 ・ リ ス ク マ ネ ジ メ ン ト	内 部 統 制 ・ ガ バ ナ ン ス
小野 尚彦 (満48歳)	代表取締 役社長	○	○	○		○		○		○
澤田 龍志 (満48歳)	取締役	○		○	○	○	○			
齋藤 仁志 (満44歳)	取締役	○	○	○				○		
村田 真一 (満54歳)	独立社外 取締役	○							○	○
滝ヶ崎 裕二 (満52歳)	独立社外 取締役	○					○			○
草島 智咲 (満57歳)	独立社外 取締役	○		○	○	○				
米田 康宏 (満67歳)	常勤 監査役	○							○	○
畑尾 和成 (満60歳)	独立社外 監査役	○					○			○
芦澤 光二 (満71歳)	独立社外 監査役	○								○

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 株主総会資料等の電子提供措置の導入
「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

②変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設、削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 補欠監査役に関する規程

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規程を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><削除></p> <p>(電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="277 189 372 213"><新設></p> <p data-bbox="277 427 372 452"><新設></p> <p data-bbox="120 748 283 772">(監査役の選任)</p> <p data-bbox="106 775 180 799">第33条</p> <p data-bbox="106 802 546 852">監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p data-bbox="106 855 546 960">2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="277 1014 372 1038"><新設></p>	<p data-bbox="568 163 1013 294">2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="583 323 652 347">(附則)</p> <p data-bbox="568 350 1013 506">1. 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="568 509 1013 613">2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="568 616 1013 721">3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p data-bbox="583 748 745 772">(監査役の選任)</p> <p data-bbox="568 775 642 799">第33条</p> <p data-bbox="568 802 1013 852">監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p data-bbox="568 855 1013 960">2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="568 976 1013 1108">3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p data-bbox="568 1135 1013 1267">4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><新設></p>	<p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><削除></p> <p><u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社の取締役の金銭報酬額は、2018年11月30日開催の臨時株主総会において、年額250百万円以内とご承認をいただいております。

また、上記とは別枠で、2018年6月26日開催の第13回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬額として年額30百万円以内と決議をいただいております。

今般、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、業績拡大へのコミットメントを強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く、以下「対象取締役」という。）に対して、既存の報酬枠とは別枠で、新たに業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することにつきご承認をお願いしたく存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して「業績連動型株式報酬」の付与のために支給する報酬は、金銭報酬債権及び当社株式の交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭（以下、単に「金銭」という。）といたします。加えて、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、独立社外取締役を含む任意の報酬委員会に諮問し、取締役会において決定するものといたします。

対象取締役に支給する、本制度に係る金銭報酬債権及び金銭の総額は年額200百万円以内といたします。対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について当社自己株式の処分を受けるものとし、これにより当社自己株式の処分される当社の普通株式の総数は、年200千株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。以下同じ。）といたします。

【本制度（業績連動型株式報酬制度）の概要】

本制度は、対象取締役に譲渡制限付株式を付与するために、対象取締役に對し、取締役会が定める期間中の業績にかかる評価指標を取締役に於てあらかじめ設定した上で、用途を特定した金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を当社自己株式の処分（以下「交付」といいます。）し、これを保有させるものです。ただし、当社は、対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結し、対象取締役は本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）を本割当契約に定める一定の期間中は自由に譲渡等を行うことができないものとし、譲渡制限期間内に所定の業績を達成した場合には、その達成度合いに応じて本割当株式の譲渡制限が解除されると同時に金銭を支給し、譲渡制限が解除されなかった本割当株式は無償で会社に返還（譲渡）するものといたします。このようにして、対象取締役に対して、所定の業績達成へのインセンティブを付与いたします。譲渡制限期間及

び業績達成条件その他本制度の運用全般に関する事項については、独立社外取締役を含む任意の報酬委員会に諮問し、取締役会において決定いたします。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、対象取締役は3名となります。また、金銭報酬債権及び当社自己株式の処分される当社の普通株式数は3事業年度分を想定し設定しております。

本制度に基づく当社の自己株式の処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、3年以上で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めに関わらず、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役その他一定の地位にあったことを条件として、このうち営業利益その他の当社の取締役があらかじめ設定した業績目標達成度に応じた数の株式について、譲渡制限期間が満了した時点を持って譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他の地位を喪失した場合、譲渡制限を解除する株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該

組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

(ご参考)

本株主総会で対象取締役に対する本制度の新たな導入についてご承認いただきましたら、当社執行役員に対しても「業績連動型株式報酬」を取締役会の決議により支給し、当社自己株式を処分することにより交付する予定です。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

候補者森園睦子氏は、社外監査役以外の監査役の補欠監査役候補者、候補者遠藤直仁氏は、社外監査役の補欠監査役候補者であります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	もり その ちか こ 森園睦子 (1964年8月5日)	2008年1月 当社入社経理部マネージャー 2016年6月 当社管理本部経理部マネージャー 2019年8月 当社コーポレート戦略本部経理部マネージャー 2020年10月 当社コーポレート戦略本部財務経理部マネージャー(現任)	9,700株
(補欠監査役候補者とした理由) 森園睦子氏は、長年にわたる当社の会計部門の管理職として様々な業務を通じ、会計分野、当社業務にたいする豊富な経験と知識を有しており、今後監査役として監査・監査機能を十分発揮し、当社の成長・価値向上に貢献することが期待できることから補欠監査役候補者いたしました。			
2	えん じゅう なお のと 遠藤直仁 (1961年10月3日)	1985年4月 イトキン株式会社入社 1999年4月 中小企業診断士登録 2003年7月 税理士登録(遠藤直仁総合事務所開設 現任) 2003年7月 遠藤直仁総合研究所株式会社 代表取締役(現任) 2016年1月 遠藤直仁&e-partners株式会社 代表取締役(現任) 2019年5月 e-academy株式会社 代表取締役(現任)	一株
(補欠監査役候補者とした理由) 遠藤直仁氏は、税理士、中小企業診断士の資格を有しており、税務及び会計等に関する専門的な知識及び企業経営に関する幅広い活動経験と豊富な専門知識を有しております。これらの経験と知見を活かし、当社の成長・企業価値向上に貢献することが期待できることから補欠の社外監査役候補者いたしました。			

- (注) 1. 補欠監査役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 森園睦子氏、遠藤直仁氏が就任した場合は、当社は森園睦子氏、遠藤直仁氏との間で会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を法令が定める限度額の範囲内で締結する予定です。
3. 森園睦子氏、遠藤直仁氏が就任した場合は、当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約に

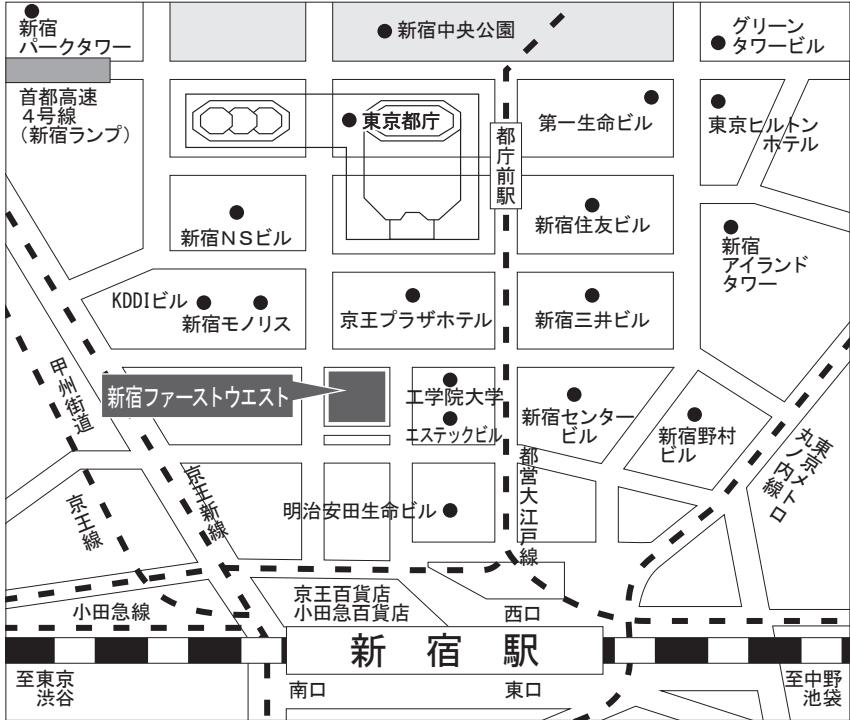
より補填することとしております。補欠監査役候補者が就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新する予定です。

4. 遠藤直仁氏は、補欠の社外監査役候補者であり、就任した場合は、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
新宿ファーストウエスト3階 A・B・C会議室
当日のお問合せ先 TEL 03-3342-0088（本社）



最寄り駅…

JR線／東京メトロ 丸ノ内線／京王線／小田急線／都営新宿線／都営大江戸線

新宿駅下車 徒歩約5分

都営大江戸線

都庁前駅下車 徒歩約3分

（新型コロナウイルスに関するお知らせ）

新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止のため、当日スタッフはマスク着用にて対応させていただく場合があります。株主総会にご出席される株主様におかれましても、株主総会開催日時点の状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。